

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「総合的な医療安全確保対策の推進を図ること」について

平成22年8月

医政局総務課医療安全推進室(渡辺 真俊室長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策中目標 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 医療の質と安全性の向上を図ること

(施策小目標 2) 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

(施策小目標 3) 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	186	152	172	286	213
(決算額)(百万円)	(162)	(148)	(171)	(171)	(-)
税制減収額見込み (実績)(百万円)	56,835	54,432	53,085	55,675	59,726

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数 (前年度以上/毎年度)	283	300	285	283	427
達成率		131.6%	106.0%	95.0%	99.3%	150.9%
2	医療安全対策加算届出医療機関の割合 (前年度以上/毎年度)	—	12.2	15.8	15.8	18.3
達成率		—	—	129.5%	100.0%	115.8%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、(財)日本医療機能評価機構調べ ・指標1は、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務づけられた医療機関以外に当該事業に任意で参加している医療機関の数であり、各年の12月31日現在の施設数である。 ・指標2は、保険局医療課調べ。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うとされたものである。そのため、平成17年度以前は記載できない。 ・指標2の医療安全対策加算届出医療機関の割合は、「医療安全対策加算届出医療機関数/全国の病院数」により算出した。 						

（指標の分析：有効性の評価）

○指標1については、平成21年3月24日付医政局総務課長通知「医療事故収集等事業への参加について（依頼）」を発出したこともあり、参加登録医療機関数が増加している。

→引き続き、当該事業への参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組を行ってまいりたい。

○指標2については、医療安全対策加算を取得する医療機関が増加している。

→各医療機関において医療安全に対する取組が進んできていると評価できる。

（効率性の評価）

○指標1について、医療事故の再発防止の取組には、より多くの事故事例の収集と分析が不可欠である。当該事業に参加する医療機関数を増加させるため、事業参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組が必要である。

○指標2について、医療安全対策加算届出医療機関数の推移から、当該施設基準の要件となっている医療安全管理者に対する研修（地方厚生局主催）の効果が表れてきているものと評価できる。

（今後の方向性）

○指標1について、医療事故の再発防止の取組には、より多くの事故事例の収集と分析が不可欠である。当該事業に参加する医療機関数を増加させるため、事業参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組が必要である。

○指標2について、医療安全対策加算届出医療機関数の推移から、当該施設基準の要件となっている医療安全管理者の配置が着実になされているものと評価できるが、引き続き各地方厚生（支）局が主催する医療安全ワークショップを通じて、各医療機関の医療安全対策加算取得の支援を行ってまいりたい。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

医療安全に資する医療機器の購入による特別償却という税制改正要望を検討します。

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし